

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社PR TIMES		コード	3922
提出日	2026/5/1	異動(予定)日	2026/5/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されたため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし
1	鈴木 啓太	社外取締役	○												○			有
2	小澤 浩子	社外取締役	○													○		有
3	鈴木 孝二	社外取締役	○												○		新任	有
4	高田 裕久	社外監査役	○													○		有
5	藤田 利之	社外監査役	○													○		有
6	南 知果	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社は、鈴木啓太氏が代表取締役を務めるAuB株式会社との間で取引関係にありますが、当該取引金額は、当社の事業等の意思決定に影響を及ぼす取引金額ではないため、同氏の実質的な独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	鈴木啓太氏は、元プロサッカー選手として日本代表(A代表)に招集されるなど活躍をされ、現役員退後はバイオベンチャーのAuB株式会社を起業し、代表取締役として経営されております。当社社外取締役に就任以来、独立した立場から幅広い経験や知見に基づく適切な助言、監督を行っていただいております。かかる実績に基づき、今後も独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者の観点からの助言等を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての確であると判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項なし。	小澤浩子氏は、ソニーグループのエンタテインメント企業で積んだ経営経験、海外事業経験や業界団体でのダイバーシティ推進活動の実績、多様な事業の運営を通して培ったマーケティング等に関する幅広い見識を有しております。当社社外取締役に就任以来、独立した立場から幅広い経験や知見に基づく適切な助言、監督を行っていただいております。かかる実績に基づき、今後も独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者の観点からの助言等を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての確であると判断し、独立役員に指定しております。
3	当社は、鈴木孝二氏が過去に業務執行者であったエン・ジャパン株式会社(現エン株式会社)との間で取引関係にありますが、当該取引金額は、当社の事業等の意思決定に影響を及ぼす取引金額ではないため、同氏の実質的な独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	鈴木孝二氏は、上場企業の代表取締役を17年に亘り務めた経営経験、人材業界が直面したリーマンショック等の危機を乗り越えた経験等を有しております。かかる実績に基づき、独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者の観点からの助言等を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての確であると判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項なし。	高田裕久氏は、公認会計士として会計、税務、監査等に関する幅広い経験と見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただけたと判断して選任しております。また、同氏は、取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての確であると判断し、独立役員に指定しております。
5	当社は、藤田利之氏が執行役コーポレート領域管理CFOを務める株式会社パワーエックスとの間で取引関係にありますが、当該取引金額は、当社の事業等の意思決定に影響を及ぼす取引金額ではないため、同氏の実質的な独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	藤田利之氏は、公認会計士として会計、税務、監査等に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、上場企業等の取締役として企業経営の豊富な経験がされており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけたと判断して選任しております。また、同氏は、取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての確であると判断し、独立役員に指定しております。
6	当社は、南知果氏が所属する法律事務所Zeloとの間で取引関係にありますが、当該取引金額は、当社の事業等の意思決定に影響を及ぼす取引金額ではないこと、及び同氏との直接の取引関係はないため、実質的な独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	南知果氏は、弁護士として大手法律事務所、スタートアップ企業などを経て、経済産業省でスタートアップ政策担当など豊富な経験を有しており、法律専門家の経験・知識に加え、事業者や政府など異なる立場を理解し、執行側と監査側の視点を行き来しながら、客観的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけたと判断して選任しております。また、同氏は、取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての確であると判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。